

## 無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果

【調査対象】	平成30年5月10日時点で法務省が把握した無戸籍の学齢児童生徒 190名（学齢児童相当年齢163名、学齢生徒相当年齢27名）※1
【調査数】	151市町村教育委員会等
【調査期間】	平成30年7月13日～8月31日

### 【無戸籍の学齢児童生徒の状況】

#### 1. 児童生徒の義務教育諸学校への就学状況

	今回	前回※2	増減
① 域内の公立学校に就学している	183	196	-13
② 区域外の公立学校や国私立学校へ就学している	3	4	-1
③ 就学していない	0	0	-
④ 他市区町村での居住を確認している	4※3	1	+3
⑤ 居住実態を確認できない	0	-	-
計	190	201	-11

#### 2. 就学している児童生徒の登校の状況

	今回	前回※2	増減
① 支障なく登校している	179	192	-13
② 就学しているが、欠席が目立つ	8※4	6	+2
③ 就学しているが、不登校状態となっている	3※5	3	-
計	190	201	-11

#### 3. 未就学期間の有無

	今回	前回※2	増減
① あり	6※6	4	+2
② なし	184	197	-13
計	190	201	-11

※1 今回、対象となった190名のうち5名については調査の段階において無戸籍状態が解消されたことを確認。

※2 前回の調査は平成29年8月10日時点。

※3 他の市区町村に居住し、就学していることを確認済み。

※4 今回、新たに「就学しているが、欠席が目立つ」と報告されたのは8名のうち6名。

※5 今回、新たに「就学しているが、不登校状態となっている」と報告されたのは3名のうち2名。

※6 今回、新たに「未就学期間あり」と報告されたのは6名のうち3名。その期間は、2か月が1名、2.5か月が1名、3か月が1名。

## 【教育委員会等の対応】

### 4. 教育委員会等による就学に向けた支援が行われた学齢児童生徒の割合

45.8%

(就学に向けた手続きへの支援の例)

- ・住民登録のない場合、保育園等を通して入学手続きするよう案内した。
- ・乳幼児健康診断等により子供の状況を把握し、就学相談に応じた。
- ・在園している保育園から教育委員会に対して情報提供があり、福祉担当部局に確認したところ、医療費の受給者証も交付されていたことから、これをもって就学の手続き等を行った。
- ・学齢になる前年に要保護児童対策協議会において対象者であることが分かり、保健センターと連携しつつ保護者と関わりをもちながら就学手続きを行った。
- ・前居住地の教育委員会から転居の情報を受けたことから、福祉担当部局と連携しつつ家庭訪問及び面談等を行った上で就学及び就学援助の手続きを行った。
- ・居住する自治体の教育委員会と連携し、区域外就学の手続きを行った。

(就学中の支援の例)

- ・児童が不登校状態にあるため、親子で放課後登校するよう働きかけや家庭訪問を行っている。また、サポートセンターと学校でケース会議を行い、児童の状況を共有している。
- ・小学校入学当初から関係機関が支援を行っており、中学校進学後もその支援が途切れないように改めて関係機関の間で情報共有を行った。

### 5. 教育委員会等によって戸籍の取得（就籍）に向けた支援が行われた学齢児童生徒の割合

30.5%

(就籍に向けた支援)

- ・保護者の同意を得た上で、戸籍担当課に情報提供を行い、戸籍担当課職員が戸籍に関する手続きについて案内した。
- ・戸籍担当と連携し、法務局への問い合わせ方法や法テラスの紹介等を行った。その後、毎年、保護者と面談を行い、就籍手続きの進捗状況を確認し、可能な支援があれば行っている。
- ・戸籍担当部局と協力して、弁護士や法務局担当者から保護者に説明してもらう場を設けた。その後も毎年保護者から現状の聞き取りを行っている。
- ・首長部局職員が定期的に家庭訪問等を行い、保護者に就籍の手続きや裁判手続きの説明を行っている。教育委員会においては、該当児童の母親が外国籍のため通訳を派遣し、就籍手続きの説明を分かりやすく行ったり、相談にのったりしている。

6. 関係機関との間で戸籍や住民基本台帳に記載されていない学齢児童生徒に関する必要な情報共有のためのルールを定めている市町村教育委員会の割合

26.2%

- ・他部署で無戸籍児童等を発見した場合は、発見部署⇒戸籍担当課⇒教育委員会へと通知される。教育委員会で無戸籍児童等を発見した場合は、教育委員会が戸籍担当課、福祉担当課へ情報提供を行う。
- ・「戸籍に記載がない者（無戸籍者）に関する情報の把握及び支援体制」を定めて、関係課が無戸籍者を発見した場合は、それぞれ戸籍・住民票担当部署へ連絡し、そこが中心となり、教育委員会や児童福祉担当部署などへ連絡する体制を構築している。
- ・教育委員会、戸籍等担当部局、福祉部局等の部長、課長等で組織する「連絡会」において、各課等の業務の中で把握・収集した居所不明者等の情報及び緊急方針の決定を行っている。

# 無戸籍の学齢児童生徒の就学状況に関する調査結果（平成30年度）より

## 【自治体における無戸籍者に対する支援の例】

### ＜兵庫県明石市の例＞ ⇒ 詳細は別紙参照

- 市民相談室での対応、庁内の連携強化、早期把握の推進、関係機関との連携による支援体制の構築や、生活支援、法的支援、教育支援を総合的に実施するなどしている。
- 市の広報誌において、無戸籍となる理由やその影響、無戸籍者を支援する市の取組を紹介するなど、市民への広報・啓発を行っている。

### ＜神奈川県厚木市の例＞

- 副市長を委員長とする「庁内連絡会」を組織し、定例で年2回のほか、居所不明者や無戸籍者が発見された際に開催し、情報を共有する体制を築いている。

### ＜島根県出雲市の例＞

- 戸籍担当課（以下「担当課」という。）から関係課に対して、戸籍に記載のない方等の情報（通称、生年月日、連絡先等）を把握した場合は、担当課に連絡するとともに、該当者に担当課への相談を促すよう周知している。
- 戸籍担当課においては、無戸籍者の情報を管理する台帳を作成したり、無戸籍者に継続的に連絡を行うなどして、戸籍記載に向けた支援を行っている。

### ＜岡山県美咲町の例＞

- 中学校区ごとに年に数回、福祉部局、教育委員会、学校、保育園、民生児童委員、保護司等との合同会議を開催し、地域の気になる児童・生徒及び家庭について情報交換している。必要に応じて、戸籍・住民基本台帳部局や要保護児童地域対策協議会と連携し、保護者に対して、法務局への相談等の支援を行う。特に必要な場合は、要保護児童対策協議会から、児童相談所にも情報提供を行う。

## 【教育委員会における取組例】

### ＜大阪府茨木市の例＞

- 就学手続に漏れがないよう、域内の幼稚園や地域の民生委員等から教育委員会に対して情報が共有されるよう申し合わせを行っている。

### ＜北海道帯広市の例＞

- 毎年就学予定者の学齢簿を編製するにあたり、関係機関に該当者の有無を確認している。

## ◇取り組みにいたる経緯◇

平成26年7月 国として無戸籍者についての実態調査を開始。

8月 国の動きを受け、明石市においても実態調査を開始。

9月 少なくとも4名の無戸籍者がいることが判明。

10月 無戸籍者に対する支援の取り組みをスタート。

## 支援体制の構築

### 市民相談室での対応

- 相談窓口の開設
- 民間支援団体による相談
- 無戸籍者総合支援コーディネーターの設置

### これまでの実績

- ◇相談窓口での相談  
件数・・・17件
- 相談者・・・戸籍のない人やその親、妊娠中の母親など
- 主な内容・・・戸籍をつくるための手続、  
国民健康保険の加入手続、  
予防接種を受けるための手続 など
- 戸籍取得・・・7名（ほか手続中、1名）

### 庁内の連携強化

- 情報の集約
- 庁内研修会の実施
- 庁内専門チームの設置

### 早期把握の推進

- 妊娠届出書の様式の変更
- 相談窓口のチラシの配布
- 妊婦全数面接

### 関係機関との連携

- 明石市無戸籍者総合支援検討会議の開催

#### 【参加者】

当事者、支援者、有識者（大学教授・弁護士）、  
関係機関（法務局、日本弁護士連合会、法テラス）及び市関係部署

## 総合的支援の実施

### 生活支援

- 「戸籍がない方のためのサポートパンフレット」の作成・配布
- 国民健康保険料の遡及分減免
- サポートナンバーカードの交付



### 法的支援

- 民間支援団体を通じての精通弁護士の紹介

### 教育支援

- 初歩的な読み・書き・計算等の教育支援

### これまでの実績

市内在勤の無戸籍者男性に教育支援を実施（2時間×5回）

## 市民への広報・啓発

### 広報・啓発

- 広報紙での特集
- ホームページへの掲載

## 検討中の施策

- 戸籍取得手続に要する費用  
印紙代・弁護士費用・DNA鑑定費用
- 生活の支援  
就労・住宅・教育 など